



お知らせ

佐波川における取水制限の解除について

～ダム貯水率が回復したことから取水制限を解除し、渇水対策支部を解散します～

佐波川においては、令和8年1月26日9時より、渇水対策として取水制限を実施してきました。

その後、3月下旬以降の降雨により河川流況およびダム貯水状況が改善し、4月6日9時現在、佐波川ダムおよび島地川ダムの合計貯水率は93.1%まで回復しています。

これらの状況を踏まえ、佐波川渇水調整協議会において書面による協議を行った結果、渇水の進行リスクは低下したと判断し、**令和8年4月8日(水)12時をもって取水制限を解除**することとしました。

あわせて、山口河川国道事務所に設置していた**渇水対策支部**についても、同日同時刻に解散します。

節水にご協力頂きまして、ありがとうございました。

【ダムの効果・今回の渇水対応について】

今回の渇水対応においては、**佐波川ダムおよび島地川ダムにおける貯留・調整機能が十分に発揮**され、河川流況の安定確保や利水・河川環境への影響緩和に寄与しました。

今後も引き続き、気象状況や貯水状況を注視しながら、適切な河川管理に努めてまいります。

【参考】

佐波川水系における過去の渇水状況や取組については、以下のホームページに掲載しています。

<https://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/river/kassui/index.html>

【問い合わせ先】 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所

副 所 長 (河川)

みつい しんすけ
光井 伸典

(担 当) 河 川 管 理 課 長

くりしげ せいじ
栗重 政二

電話番号 (0835) 22-1890 [河川管理課直通]

事業について詳しくはホームページをご覧ください。

最新情報などを配信しています。 佐波川の日々の情報を配信しています。

佐波川の日々の情報をX(旧ツイッター)で配信しています。

X(旧Twitter)

Facebook

Instagram

